

低圧施設 L E D 化改修令和 7 年度分
(警察施設)

要求水準書

令和 7 年 5 月 3 0 日

奈良県

目 次

第1 総則	1
1. 業務の名称	1
2. 本業務の目的・概要	1
3. 業務期間	1
4. 本書の位置づけ	1
第2 業務概要	2
1. 業務概要	2
第3 県有施設照明設備改修業務に関する要求水準	2
1. 業務内容	2
2. 工事施工	2
3. 照明器具仕様	4
4. 統括管理責任者の配置	5
5. 統括管理者の配置	5
6. 設計変更について	5
7. その他の事項	6

第 1 総則

1. 業務の名称

低圧施設ＬＥＤ化改修令和 7 年度分（警察施設）

2. 本業務の目的・概要

国においては、第 6 次エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画を策定し、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）の主力電源化と設備導入・活用の加速化に関して、都道府県の役割や期待されることを具体的に示している。

奈良県（以下「県」または「本県」という。）では、令和 4 年 3 月に「第 4 次奈良県エネルギービジョン」を策定し、公的部門における再エネ・省エネ設備等の率先導入を掲げている。

本業務は、県有施設の温室効果ガス排出とともに電力使用量の削減を図ることを目的とし、LED 照明設備への更新業務を実施するものである。

3. 業務期間

令和 7 年 7 月 3 0 日（予定）から令和 8 年 3 月 1 3 日

4. 本書の位置づけ

低圧施設ＬＥＤ化改修令和 7 年度分（警察施設）（以下「本業務」という。）要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本業務を実施するにあたり、本県が、業務者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、仕様書と一体のものとして位置づけるものである。

第2 業務概要

1. 業務概要

- (1) 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- (2) 対象施設内の照明器具のうちLED化がされていないものについて、原則として全てLED照明への更新を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明への取替を行う。

第3 県有施設照明設備改修業務に関する要求水準

1. 業務内容

(1). 対象施設等の概要

本業務は、県の指定する施設に設置された照明器具についてLED化を行うものである。
本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

① 対象施設

交番 69施設

駐在所 55施設

対象施設の名称・所在地等は「別添資料1 業務対象施設一覧」に示すとおり。

2. 工事施工

- (1). 業者は、現地調査に基づき、施工図面（プロット図程度）、施工内容、施工数量等を記載した実施計画書を作成する。その結果に基づき安全かつ確実に施工すること。
- (2). スケジュールについては、工期全体の計画の中で、各県有施設の施設管理者と事前協議を実施し、施設側の意見を十分ヒアリングした上で計画を立案すること。また安全に工事実施するために必要な仮設物等は、業者の責において設置、管理を行うこと。
- (3). 作業に当たっての安全管理については、施設管理者と打合せを行い、業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、業者の負担により対処すること。
- (4). 設置作業において発生する軽微な工事（電源引出し等）、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (5). 停電（部分停電含）等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (6). 搬出入経路、作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の各施設内における必要な場所の確保については、事前に施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者と十分に協議すること。公道を使って荷捌きする場合は、事前に道路

使用許可を取ること。

- (7). 作業時間帯は、各施設の施設利用状況等に応じたものとする。特に、個別の作業場所での作業時間帯（施工日）の決定に当たっては、県及び施設管理者の指示に従うこと。
- (8). 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様（取付 説明書記載例等）による。取付けについては、既存アンカーボルト等を再使用する場合は、形態等を確認し、清掃してから使用する。その長さや位置等は、現地調査及び実施設計の際に業務者で確認し、新設、加工が必要な場合は、取付金物等を含めて業務者負担で用意すること。
- (9). 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (10). 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (11). 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。施工前に不具合等がある場合は県に報告すること。
- (12). 設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面で報告すること。
- (13). 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し業務者で処分するものとする。なお、対象施設は原則としてアスベストについては対策済、PCBについては処理済であるが、存在が確認された場合には、県と協議のうえ、アスベストについては処理に関する各種申請、撤去及び処分を行うこと。また、PCB 含有安定器を発見した場合の処理は下記による。
 - ・ 工事に伴い生じるポリ塩化ビフェニル（PCB）含有物の分解・仕分け・保管容器の調達・保管容器への収納、敷地内保管場所の防護、敷地内保管場所までの運搬（最終処分費は含まない）
- (14). 施工に必要な電力は原則とした業務者負担とする。ただし、施設の電力を利用することについて、事前に施設管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (15). 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- (16). 提出書類は以下による。様式は任意とし、内容変更があった場合は適宜修正すること。

① 着手前（管財課に提出するもの）

○全体計画書

- ・ 業務実施体制（現場代理人、主任技術者又は監理技術者の所属、緊急連絡先等）
- ・ 施工計画書
- ・ 実施工程表（全体工程）
- ・ 照明器具台帳（計画）
- ・ 廃棄物処理計画

○実施計画書

○上記ほか、調査職員が指示するもの

② 着手前（各施設管理者に提出するもの）

- 業務実施体制（現場代理人、主任技術者又は監理技術者の所属、緊急連絡先等）
- 施工図面、仮設・安全監理計画及び施工する照明器具一覧
- 実施工程表
- 上記ほか、施設管理者が依頼するもの

- ③ 施工中（管財課に提出するもの）
 - 工事月報
 - 上記ほか、調査職員が指示するもの
- ④ 施工中（各施設管理者に提出するもの）
 - 作業予定表
 - 上記ほか、施設管理者が依頼するもの
- ⑤ 完成後（管財課に提出するもの）
 - 完成図面
- ⑥ 完成後（各施設管理者に提出するもの）
 - 完成図面
- ⑦ 随時提出
 - 社内検査報告書、照度測定結果及び絶縁抵抗測定を含む各試験成績書、工事写真、打合せ記録、官公庁届出書の写し、機器取扱説明書、保証書 等

3. 照明器具仕様

- ① 対象とする照明器具について、原則として既設照明器具と同等以上の性能を持つ LED 照明器具を設置すること。
- ② 常時人の居る部屋については調光機能付きとすること。
- ③ 廊下等は、通行時に自動点灯、一定時間無動作後に自動消灯する仕様とすること。
- ④ 器具＋ランプの同時更新を基本とすること。
- ⑤ 使用する照明器具は原則として国土交通省仕様を基本とすること。また、電気用品安全法に基づく基準に適合し、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とすること。
- ⑥ 光源寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とすること。
- ⑦ 吊下照明器具は直付設置で取付ける。ただし、梁等施工上制約がある場合は吊具を更新して取付けること。
- ⑧ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を取り換える場合には、既存器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ⑨ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑩ 対象施設ごとに、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、非常用照明器具、誘導灯など）を同一製造企業の製品でまとめるなど、後年度の保守管理が容易になるよう努めること。また、照明器具の機種についても、施設ごとにできる限り統一すること。
- ⑪ 光色は、既設照明器具と同等とすること。
- ⑫ 既設照明器具がステンレス製である場合などは、仕様を同等とすること。
- ⑬ 非常用照明器具及び誘導灯等は、関係法令に基づいた仕様とし、必要な官公署への手続きを遅滞なく行うこと。
- ⑭ 非常用照明器具については、非常灯一体型器具への取換えによっても、又は法令に適合

する限りにおいて一般照明及び専用形非常用照明器具を近接して増設する方法によっても差し支えなく、取換費用が経済的な方を選択すること。

⑮ 交番・駐在所について脱炭素化に資する調査をすること。

⑯ 現場調査をふまえた省エネ効果の高い照明器具の適正な選定を検討すること。

4. 統括管理責任者の配置

業務者は、本業務全体を統括して管理することにより、業務全体の安全性、品質管理及び工程管理を担保するとともに、本業務に関する奈良県への積極的な提案、必要な情報交換、及びその他の調整等を円滑かつ確実に実施するために、業務期間にわたり統括管理責任者を1名配置し、効率的な管理を行うこと。

統括管理責任者は、第一種電気工事士の資格を有することとする。

統括管理責任者に求める要件は以下のとおりとする。

- ・本業務に係る業務を一元的に統括管理し、本業務を取りまとめることができる者であること。
- ・各施設における業務内容を理解し、奈良県との窓口となり、業務を管理する能力がある者であること。
- ・現場で生じる各種課題や奈良県からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができる者であること。

5. 統括管理者の配置

業務者は、各施設の業務を統括して管理することにより、各施設の状況に応じた一貫性のある業務実施の安全性、品質管理及び工程管理を担保するとともに、本業務に関する奈良県への積極的な提案、必要な情報交換、及びその他の調整等を円滑かつ確実に実施するために、業務期間にわたり統括管理者を1名配置し、効率的な管理を行うこと。

統括管理者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有することとする。なお、統括管理責任者及び統括管理者は兼ねることができる。

6. 設計変更について

本業務においては、各施設（交番 69 か所、駐在所 55 か所）における LED 照明の現況を施工者が現地調査により確認した上で、照明器具の数量および仕様を発注者と協議・確認し、最終的な取付け数を確定するものとする。

現地調査の結果、当初設計における数量と実際の数量に差異が生じた場合には、確定数量に基づいて設計変更を行い、契約金額を変更する。

なお、以下の点に留意すること。

- (1). 現場施工の実施にあたっては、発注者に対して現地調査の結果を反映した図面等を提出し、承認を得ること。
- (2). 設計変更金額は、入札時の内訳書に記載の金額を基準とする。

7. その他の事項

- (1). 業務者は、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (2). 業務者は、火災保険、建設工事保険、その他の保険（これらに準じるものを含む。）に付すこと。
- (3). 照明器具の保証期間は5年間とすること。